

障福第 2763号
令和元年12月20日

各指定障害福祉サービス等事業者 様

石川県健康福祉部長
(公 印 省 略)

指定障害福祉サービス事業に係る法令順守の徹底について

平素より、障害保健福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、県内の指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）に対し、下記の事由により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項本文の規定に基づく指定の取消しの行政処分を行いました。

このような事案は、利用者に対して不利益をもたらすだけでなく、障害福祉制度に対する信頼を大きく失墜させる行為でもあります。

つきましては、貴事業所において、障害者総合支援法等関係法規の規定に基づき、適正な事業を実施されるよう、徹底方お願いいたします。

記

[処分の原因となった違反事実]

①障害者総合支援法第50条第1項第4号違反（運営基準違反）

指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う者でなければならないにも関わらず、社会福祉事業とは認められない事業を行っていた。

②障害者総合支援法第50条第1項第5号違反（訓練等給付費の不正請求）

施設外就労加算の算定要件を満たさないにもかかわらず、施設外就労加算を不正に請求し受領した。

③障害者総合支援法第50条第1項第10号違反（不正又は著しく不当な行為）

指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う者でなければならないにも関わらず、社会福祉事業とは認められない事業を行っていた。

(事務担当)
石川県健康福祉部障害保健福祉課
企画推進グループ
TEL 076-225-1428
FAX 076-225-1429